

〔宗五太草紙下〕騎馬の事

一人によりてこし御免候、三職其外御相伴衆、吉良殿石橋殿など、同前御免のさたなくめし候、御相伴衆の内にも、赤松殿京極殿、大内殿御免候て被乗候、土岐殿、六角殿同前、又細川右馬頭殿勢州代々御免候、評定衆同前、奉行も式玄やうの出仕の時、こしにのられ候、又人のぶんざいにより、めしつれ候者數さだまるよし申候、

〔蟪川親元記〕文明十七年八月五日癸未、御輿御免、貞親朝臣四十二歳にて御免、依其例者歟、

〔蟪川親俊記〕天文十一年十二月二日壬寅、細川播州御輿御免候事、内々望御申之、此儀付て、大輿州御談合御書親俊調之、

〔武家掣要〕諸家格供立之事

束帶之節轅

御三家、○尾州、紀州、水戸、越前、加州、薩州、仙臺、筑前、藝州、長州、佐賀、備前、因州、阿州、土州、雲州、久保田、久留米、

澤、津山、盛岡、川越、對州、二本松、津

但輿者、絹德、長絹、八德、白張、掛素袍、有家格、

〔徳川禁令考三十八〕年號闕四月

御三家方庶流、衣冠束帶之節、轅爲相用、度儀ニ付、取調申上候書付、

一 四月二日出羽守殿下ケ

三家方庶流、衣冠束帶之節、轅不用候儀、元祖之向、下乘不自由之儀ニ而、是迄用ニ不成候得共、同席内、多分轅相用、伊達遠江守、丹羽左京大夫、杯も、此度津輕越中守儀も、相用候趣ニ付、向後松平左京大夫、松平中務大輔、松平播磨守、松平大學頭にも、衣冠束帶之節ハ、轅相用させ被申度被存候、右爲相用候而も、不苦儀にも、可有之哉、此段被及御内談候様被申聞候、